平成２２年（フ）第２３０号
静岡県富士市富士見台４丁目１番地　県営住宅Ｃ―101号、前住所静岡県富士市比奈1771番地の１
債務者　大橋　冨也
１　決定年月日時　平成22年９月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
５　免責審尋期日　平成22年11月25日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第２３４号
静岡県富士市川成島487番地の１
債務者　杉山みさ子
１　決定年月日時　平成22年９月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
５　免責審尋期日　平成22年11月25日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第２４２号
静岡県富士市富士見台３丁目１番地の３市営富士見台団地Ｄ201、前住所静岡県富士市富士見台５丁目２番地の３
債務者　飯寄　明美（旧姓浦澤）
１　決定年月日時　平成22年９月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
５　免責審尋期日　平成22年11月25日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第１２８号
岡山県美作市真神1297番地７
債務者　倉地　広宣
１　決定年月日時　平成22年９月29日午後１時10分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
５　免責審尋期日　平成22年12月９日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２２年（フ）第６７７号
川崎市川崎区桜本２―45―６　コーポ東亜201号室、住民票上の住所大阪市福島区吉野１丁目10番16―402号
債務者　村雲　康二
１　決定年月日時　平成22年９月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
５　免責審尋期日　平成22年12月７日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第５７号
島根県鹿足郡吉賀町幸地573番地
債務者　加治前　正
１　決定年月日時　平成22年９月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
５　免責審尋期日　平成22年12月７日午後１時15分
松江地方裁判所益田支部

平成２２年（フ）第１６１６８号
東京都八王子市千人町２丁目19―14―105
債務者　田中由美子
１　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
５　免責審尋期日　平成22年12月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６１６９号
東京都中央区新川１丁目10―５―204
債務者　二村千津子
１　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
５　免責審尋期日　平成22年12月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６１７１号
東京都青梅市友田町２丁目113―１
債務者　森　　美子（旧姓堀田）
１　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
５　免責審尋期日　平成22年12月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６１８５号
東京都板橋区桜川３丁目17―５―102
債務者　桑原　理砂
１　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
５　免責審尋期日　平成22年12月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６１９０号
東京都世田谷区若林５丁目33―９―101
債務者　市原千恵子
１　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
５　免責審尋期日　平成22年12月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６２２６号
東京都渋谷区本町２丁目15―３
債務者　小杉　一男
１　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
５　免責審尋期日　平成22年12月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６２６５号
東京都荒川区東尾久５丁目22―10―302
債務者　金澤　　明
１　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
５　免責審尋期日　平成22年12月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６２７０号
東京都豊島区西池袋５丁目17―５―208
債務者　市川　昭英
１　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
５　免責審尋期日　平成22年12月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６２７１号
東京都練馬区光が丘３丁目３―１―1001
債務者　上島かほる
１　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
５　免責審尋期日　平成22年12月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６２８０号
東京都町田市小野路町3148―１―301
債務者　上野　百夫
１　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
５　免責審尋期日　平成22年12月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部